



2009年5月13日

各 位

会社名：株式会社ゼンショー
代表者名：代表取締役社長 小川 賢太郎
(コード番号 7550 東証第1部)
問合せ先：グループ財務部長 杉園 大貴
(TEL：03-5783-8818)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2009年5月15日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2009年6月24日開催の第27回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係わる決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(2004年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴う事項、その他、単元未満株式の権利の明確化、字句等の変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(2009年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第7条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 単元未満株式の権利を明確化するため第9条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (4) 株券喪失登録簿は、決済合理化施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (5) その他、条数および字句等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容につきましては、別紙のとおりです。

3. 日程

定款の一部変更のための株主総会開催日	2009年6月24日
定款変更の効力発生日	2009年6月24日

以 上

(別紙)

(下線部分が変更箇所)

現行定款	変 更 案
<p>第1条～第6条(条文省略)</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を發行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 (条文省略)</p> <p>(单元株式数および单元株式未満株券の不発行) 第9条 当社の单元株式数は、100株とする。 2. 当社は第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を發行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失</p>	<p>第1条～第6条(現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)</p> <p>(单元株式数) 第8条 当社の单元株式数は、100株とする。 (削除)</p> <p>(单元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利 ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 ③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株</p>

<p><u>登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および<u>株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>第12条～第40条 （条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>第12条～第40条 （現行どおり）</p> <p>附則</p> <p><u>第1条</u> 当会社の<u>株券喪失登録簿</u>の作成および備置きその他の<u>株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社では取り扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条および本条は2010年1月5日まで有効とし、2010年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>
---	---